

神通川国有林の地域別の森林計画書

(神通川森林計画区)

(変更)

(令和元年12月変更)

計 画 期 間

自 平成29年 4月 1日

至 令和 9年 3月31日

林野庁中部森林管理局

森林法第7条の2第3項の規定において準用する第5条第5項の規定に基づき、この国有林の地域別の森林計画の一部を変更する。

今回の変更は、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、保安林の整備及び治山事業に関する計画を変更するものである。

この変更は、令和2年4月1日に効力を生じるものとする。

(利用上の注意)

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ 本文については、変更等を行った項目に係る部分を掲載している。

目 次

II 計画事項

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量.....	1
-----------------------	---

II 計画事項

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：林班数

森 林 の 所 在		治山事業施工		主な工種	備 考
市町村	区 域 (林班)	地区数	うち前半 5年分		
富山市	205・206・213・214,207, 208・209,226・229,227・228	11	4	溪間工、山腹工、本数調整伐	
魚津市	54,55,56,58~60	6	5	溪間工、山腹工	
黒部市	25	1	1	溪間工、山腹工	
上市町	127・128,129,130~132,133・134, 135	9	5	溪間工、山腹工、資材運搬路	
立山町	137・138,141	3	1	溪間工、山腹工	
朝日町	6,7,11・12,18	5	3	溪間工、山腹工、資材運搬路	
計		35	19		

注1 区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（単位流域）に属する林班名を記載。

注2 治山事業施工地区数欄には、治山事業を実施する箇所（森林整備を除く。）に関する林班数を計上。